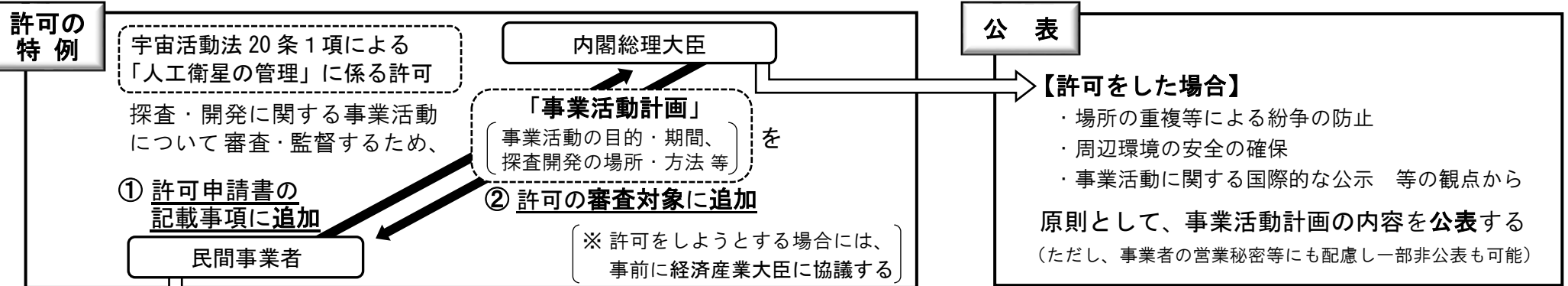


宇宙資源の探査及び開発に関する事業活動の促進に関する法律案 概要

目的 宇宙資源の探査・開発を利用の目的とする人工衛星の管理に係る許可の特例、宇宙資源の所有権の取得など必要な事項を定める
⇒宇宙基本法の基本理念にのっとり、宇宙の開発及び利用に関する諸条約の的確かつ円滑な実施を図りつつ、民間事業者による宇宙資源の探査及び開発に関する事業活動を促進する

定義

「宇宙資源」 月その他の天体を含む宇宙空間に存在する水、鉱物その他の天然資源	「宇宙資源の探査及び開発」 宇宙資源の採掘・採取等及びそれに資する宇宙資源の存在状況の調査（専ら科学的調査のために又は科学的調査として行うものを除く）
--	---



所有権の取得

【事業活動計画の定めるところに従って採掘等をした宇宙資源について】
その採掘等をした民間事業者が、所有の意思をもって占有することにより、その所有権を取得する

留意等

- 我が国が締結した条約その他の国際約束の誠実な履行を妨げることがないように留意しなければならない
- この法律のいかなる規定も、月その他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用の自由を行使する他国の利益を不当に害するものではない

国の施策

- 国際機関その他の国際的な枠組みへの協力を通じた、国際的に整合のとれた宇宙資源の探査・開発に係る制度構築の努力
- 宇宙資源の探査・開発に関し、国際間での情報の共有の推進、国際的な調整を図るための措置その他の国際的な連携確保のための施策
⇒ これらを講ずるに当たって、我が国の宇宙資源の探査・開発に係る産業の健全な発展及び国際競争力の強化について適切に配慮
- 民間事業者の事業活動に関する技術的助言、情報の提供その他の援助

その他

- この法律は、原則として、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する
- 政府は、この法律の施行状況、国際的な制度構築に向けた取組状況等を勘案して、法制度の在り方について検討を行い、法制上の措置等を講ずる
- 宇宙活動法の一部改正（一定の人工衛星に搭載された人工衛星管理設備を用いて「人工衛星の管理」を行う場合についても、許可の対象とすること）